

# 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン（以下「この法人」という。）の保有する個人情報の適正な保護を目的として、その取り扱いについて定めたものである。
- 2 個人情報の保護に関して、この規程に定めのない事項は「個人情報の保護に関する法律」の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報との容易な照合により識別できるものを含む。）をいう。
- (2) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (3) 「個人データ」とは、個人情報のうち、特定の個人情報をパソコンを用いて検索することができるよう体系的にまとめたもの、及び特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的にまとめたものをいう。
- (4) 「保有個人データ」とは、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を、この法人が有する個人データをいう。ただし、6か月以内に消去することとなるものを除く。

### (職員等の責務)

- 第3条 この法人の職員等（ボランティア等を含む。以下「職員等」という。）及び職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

## 第2章 個人情報の取得

### (取得の制限)

- 第4条 この法人は、個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う事業（以下「事業」という。）の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (直接取得の原則)

- 第5条 この法人は、個人情報を取得するときは、本人から直接取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令等に定めがある場合
- (3) 個人の生命、進退又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができない場合
- (5) 事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められる場合

### 第3章 個人情報の管理

#### (適正管理の原則)

第6条 この法人は、事業の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つようにならなければならない。

- 2 この法人は、個人情報の漏えい、滅失及びき損、破壊、改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 この法人は、事業を適正に執行する上で保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 4 この法人は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理責任者を置かななければならない。

### 第4章 個人情報の利用

#### (適正利用の原則)

第7条 この法人は、個人情報を事業の目的に即して適性に利用しなければならない。

#### (目的外利用の制限等)

第8条 この法人は、事業の目的の範囲を超えた個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令等に定めがある場合
- (3) 出版、報道等により公にされている場合
- (4) 公益又は福祉の向上のために特に必要と認められる場合
- (5) 個人の生命、健康に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

#### (外部提供の制限等)

第9条 この法人は、事業の目的の範囲を超えて個人情報のこの法人以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

## 第5章 保有個人データの公表・開示

(保有個人データに関する事項の公表等)

第10条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) この法人の名称
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的（法律の定める例外事項に該当する場合を除く。）
  - (3) 本人が次項に定める「保有個人データの通知」、次条に定める「開示」、第13条に定める「訂正等」を求めるための手続
  - (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の窓口
2. 本人から、その本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、前項の定めによりその本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合、その他法律の定める例外事項に該当する場合はこの限りではない。

(開示)

第11条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、身分証明書等によって本人であることを確認した上で、本人に対して保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することによって次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) この法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
2. 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(訂正等)

第12条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止（以下この条において「訂正等」という。）の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2. 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。
3. 前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前2項と同様の処理を行

うものとする。

(苦情対応)

第13条 この法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）についての必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年1月5日から実施する。

平成29年9月16日 公益法人化に伴い改定